

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 27 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

- 1 ①こども家庭庁設置法案（内閣提出第 38 号）
- ②こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 39 号）
- ③こども基本法案（加藤勝信君外 10 名提出、衆法第 25 号）
- ④子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外 11 名提出、衆法第 8 号）
- ⑤子ども育成基本法案（三木圭恵君外 2 名提出、衆法第 27 号）
  - ・野田国務大臣、小林デジタル副大臣、赤池内閣府副大臣、佐藤厚生労働副大臣、宮路内閣府大臣政務官、加田法務大臣政務官、島村厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者加藤勝信君、木原稔君、鈴木英敬君、國重徹君、中野洋昌君、城井崇君及び金村龍那君に対し質疑を行いました。
  - ・厚生労働委員会と連合審査会を開会することに協議決定しました。
  - （質疑者）鈴木英敬君（自民）、高木啓君（自民）、平林晃君（公明）、大串博志君（立民）、早稲田ゆき君（立民）、岡本あき子君（立民）、櫻井周君（立民）、本庄知史君（立民）、金村龍那君（維新）、阿部司君（維新）、浅川義治君（維新）、足立康史君（維新）、浅野哲君（国民）、馬場雄基君（立民）、本村伸子君（共産）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 鈴木英敬君（自民）

- （1） 内閣府特命担当大臣による関係行政機関の長に対する勧告権について、行使に関する基本的な考え方、基準及び意思決定プロセス並びに勧告後の措置状況の検証手法
- （2） 文部科学省、地方公共団体及び民間団体との連携の観点におけるこども家庭庁の組織及び人事の在り方
- （3） 成年年齢下げを踏まえたアダルトビデオへの出演強要問題への対応
  - ア アダルトビデオ出演契約に限って 18 歳及び 19 歳の未成年者取消権を復活させることの是非
  - イ 未成年者取消権と実質的に同様の効果を持つ取消ルールを設ける必要性
- （4） 虐待を受けた子供に対する協同面接の内容をケア等に生かすための関係省庁における連携の在り方並びに警察、検察、児童相談所及び医療機関等の多機関連携チームの制度化の必要性
- （5） こども家庭庁設置法案における子供政策の理念に基づいて、不登校の子供や家庭を支えるため、こども家庭庁の設置前から文部科学省及び厚生労働省が連携する必要性

## 高木啓君（自民）

- （1） こども基本法案（以下「自公案」という。）
  - ア 自公案の意義及び基本理念
  - イ 少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく施策をこども大綱に盛り込むことで期待される効果
  - ウ こども大綱に定めるこども施策に伴う予算がこども大綱の閣議決定に併せて公表されるかの確認
  - エ 附則第 2 条のこども施策の「実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組み」の内容
- （2） 子供政策に関する予算の在り方についての野田国務大臣の見解
- （3） 子ども・子育て支援制度の保育の人材に対する支援に係るいわゆる 0.3 兆円問題への対応
- （4） 子ども・子育て拠出金の事業主負担について改善を図る必要性

## 平林晃君（公明）

(1) 自公案

- ア 第3条第3号においてこども施策の基本理念として掲げている「多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」の趣旨
- イ 少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律と自公案との関係
- ウ 第13条第2項において都道府県及び市町村は「地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない」と規定していることの狙い及び今後期待される取組

(2) こども家庭庁

- ア こども家庭庁設置法案第3条第1項において「こども」を年齢に基づいて定義していない理由
- イ 設置による行政の縦割り打破についての野田国務大臣の見解
- ウ 子供政策におけるデータ連携の取組に関する今後の方針
- エ 男女共同参画や地方創生を進めるために少子化対策の観点から推進していくことについての野田国務大臣の見解

**大串博志君（立民）**

(1) こども政策の総合調整

- ア 通学路の安全性の確保
  - a 通学路の安全対策
  - b 令和5年度までの完了を目指す「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく対策の進捗状況
  - c 通学路の安全性の確保に向けた野田国務大臣の決意
  - d こども家庭庁を担当する内閣府特命担当大臣が通学路の安全対策に関する総合調整を担う必要性
  - e こども家庭庁を担当する内閣府特命担当大臣が通学路の安全対策に関する若宮国務大臣の担当を引き継ぎ、総合調整を行うか否かの確認
- イ 内閣府特命担当大臣
  - a 総合調整機能に関する議論が不十分である懸念
  - b 各省庁より一段高い立場である旨の法案上の規定
  - c こども家庭庁を担当する内閣府特命担当大臣が他の内閣府特命担当大臣より強い総合調整権限を発揮できるか否かの確認
  - d 各省の大臣が横断的政策に関する勧告権及び調査権を有するか確認

(2) 保育士の配置改善

- ア こども家庭庁において保育士の配置基準を抜本的に見直す必要性
- イ 保育士の配置基準の見直し等について政治決定を行う必要性

**早稲田ゆき君（立民）**

(1) 子供に関するデータ活用

- ア データ連携により期待する成果及び個人情報の取扱いに対する配慮
- イ データ連携を通してこども家庭庁が子供への支援拡充を主体的に行うことの確認

(2) 子供のいじめ対策

- ア いじめの重大事案をなくすために必要な取組に対する野田国務大臣の見解
- イ こども政策の策定に当たりこどもの意見をしっかりと聞く必要性

- ウ 文部科学省とこども家庭庁の連携により期待される効果
  - エ SNSを含む相談体制の充実及び子供が利用しやすい体制整備の必要性
  - オ こども家庭庁はいじめの重大事案の把握を行うかの確認、いじめの重大事案が首長部局からこども家庭庁に直接届く仕組みの必要性及び内閣府特命担当大臣が勧告権を行使する場合の例
- (3) 子供政策の財源確保
- ア 子供政策を強力に進めるために必要な安定財源の確保に向けたロードマップ
  - イ 子どもの貧困を軽減するために必要な施策及び予算の提示時期

#### 岡本あき子君（立民）

- (1) 内閣提出法律案及び自公案が成立することによる子供にとってのメリット
- (2) 創設される新組織の名称に「家庭」を入れた理由及び家庭の定義
- (3) 家庭の定義に社会的養護が含まれるかの確認
- (4) 未就学児の保育と教育の所管を分けたままで保育と教育の質の一元化が進むかの確認
- (5) いじめ対策に関する所管を一元化する必要性
- (6) 自公案の検討規定の中で、子供政策に関して第三者的な立場から調査や提言等を行う機関についての検討が想定されているかの確認
- (7) デジタル庁で議論している子供に関する情報・データ連携の目的及びデータの取扱い

#### 櫻井周君（立民）

- (1) 政府が子供政策の基本理念として掲げる「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」に関する誰一人取り残されていないことの確認方法
- (2) 子供の権利を擁護するための第三者機関
  - ア 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（以下「立民案」という。）における子どもコミッショナー設置の意義
  - イ 子供の権利を擁護するための第三者機関の必要性
- (3) 同性カップルに養育されている子供に対する支援
  - ア 現行制度では同性カップルに養育されている子供が取り残されているのではないかとの指摘に対する赤池内閣府副大臣の認識
  - イ 同性カップルに養育されている子供に対する支援の具体策
  - ウ 実の親の同性パートナーが子の保護者であると公的に証明できない問題の具体的な解決策
  - エ 同性カップルに養育されている子供が現に直面している問題に対する救済策
  - オ 同性婚又は同性パートナーシップに係る法整備に向けた野田国務大臣の決意

#### 本庄知史君（立民）

- (1) 立民案
  - ア 立憲民主党が掲げるチルドレン・ファーストの基本的な考え方
  - イ 政府及び与党の掲げるこどもまんなか社会の考え方がチルドレン・ファーストと基本的に同じ方向性であることの確認
- (2) 『創生日本』大座談会（月刊「WiLL」2010年7月号）における安倍元内閣総理大臣の発言
  - ア 子ども手当
    - a 発言が当時の自民党の考え方であるかについての自公案提出者の見解
    - b 発言を撤回する必要性
  - イ 夫婦別姓に関する発言が自民党の考え方についての自公案提出者の見解

(3) 赤池副大臣のブログにおける記述

ア こども家庭庁

- a 当時議論されていたこども庁に関する記述に、こども家庭庁法案の趣旨についての政府見解との齟齬があるのではないかとの指摘に対する赤池副大臣の見解
- b 立場、考え方を改めて赤池副大臣として業務に取り組んでいるのであればブログを上書きする必要性
- c 子供の問題は結局家族の問題であるかの確認
- d 家族は国家の基本単位であるかの確認

イ 選択的夫婦別氏制度

- a 旧姓の通称使用の法制化を検討しているかの確認
- b 赤池副大臣が個人的見解として政府見解に反する意見を示すことの是非
- c 野田国務大臣及び赤池副大臣間において見解を整理する必要性

**金村龍那君（維新）**

(1) こども家庭庁の設置に伴い増員される職員の規模及び職階の在り方

(2) 障害児に対する施策

- ア 未就学の障害児とその家庭に対する支援についてのこども家庭庁の役割
- イ 学齢期の障害児への支援についてのこども家庭庁の役割

(3) 地方自治体におけるこども家庭庁の設置による効果

(4) 子供の意見表明

- ア 子供が意見を表明しやすい環境整備及び啓発活動の必要性
- イ 意見表明をした子供が不利益を被らないためのこども家庭庁の役割

(5) いじめ問題への対応

- ア 学校教育の現場で生じたいじめに対するこども家庭庁の介入の可否
- イ 学校外で生じたいじめ等の事案に対するこども家庭庁の役割

(6) こども家庭庁長官の人選の在り方

**阿部司君（維新）**

子供に関するデータ活用

- ア 子供政策に関するデータ活用の現状
- イ 教育分野及び児童福祉分野における個人データの取得目的、取扱いのルール並びに取得のプロセス及び管理の現状
- ウ 総合的な子供政策の形成及び実施における教育分野と児童福祉分野のデータ連携の必要性
- エ 子供に関する情報及びデータ活用に係る最近の取組状況
- オ 総合的な子供政策の形成及び実施に向けたデータ活用のための環境整備に関する野田国務大臣の決意

**浅川義治君（維新）**

(1) 内閣提出法律案及び子ども育成基本法案（以下「維新案」という。）

- ア 教育の目的は個人の人格形成のためであるか国家のためであるかの確認
- イ こども家庭庁の名称に「家庭」の文言を入れることの是非
- ウ 厚生労働省の資料集「社会的養育の推進に向けて」にある「適切な社会生活」の意味
- エ いじめ問題への対処

- a 国立大学附属小中学校でいじめ事案が発生した場合のこども家庭庁の対応
  - b 維新案におけるいじめ事案への対処方法
- (2) 未確認空中現象に係る米国での調査研究に対する野田国務大臣の認識
  - (3) 子供政策の在り方についての維新案提出者の見解

#### 足立康史君（維新）

- (1) マイナンバーカードの健康保険証としての利用
  - ア マイナンバーカードを用いた際の診療報酬加算の見直しに係る厚生労働省の検討状況
  - イ 同加算の見直しに向けてデジタル庁として関与する必要性
  - ウ 同加算を解決するためにデジタル庁として今国会中に取り得る施策
- (2) 児童手当等の給付に所得制限を設けているのは所得の再分配が機能していないためであるとの指摘に対する宮路内閣府大臣政務官の見解

#### 浅野哲君（国民）

- (1) こども家庭庁設置法案
  - ア 創設される新組織の名称に「家庭」を入れた理由
  - イ こども家庭庁を設置することのメリット
- (2) 高等学校等就学支援金制度
  - ア 所得制限を設けている理由
  - イ 所得制限の基準額が決まった過程
  - ウ 時代の変化等を踏まえて制度を見直す必要性
- (3) 奨学金制度
  - ア 所得制限を設けている理由及び背景
  - イ 家庭の経済事情によって返還の負担に差異が出ている現状についての認識
- (4) 放課後児童クラブ
  - ア 令和2年4月の人員配置及び資格要件の基準の緩和を踏まえた上での安全性や質の確保への取組
  - イ 保護者の就労時間等の実態を踏まえ、保育所と同程度の開所時間を確保する必要性
  - ウ 昼食提供をより実施しやすくする必要性
  - エ 職場での受入れを含め、放課後児童クラブ以外の子供の居場所に対する政府の認識

#### 馬場雄基君（立民）

- (1) 児童虐待の被害者や加害者の親に対する野田国務大臣の見解及び児童虐待が起こる背景に対する認識
- (2) こども家庭庁設置法案
  - ア 「家庭」が想定している家族の具体例
  - イ 政府が「家庭」に期待している役割
  - ウ 「家庭」だけを追加することにより間違ったメッセージを国民に伝えてしまう可能性
  - エ こどもの権利を守っていくためのこども家庭庁の具体策
  - オ こども家庭審議会で調査審議される「重要事項」の内容及び判断する主体
  - カ コミッショナー制度を設けない内閣提出法律案の方が立民案よりもこどもの権利を守れると判断した理由

#### 本村伸子君（共産）

## 幼児間性暴力

- ア こども家庭庁の任務に幼児間性暴力対策が含まれることの確認
- イ 幼児間性暴力の実態に対する内閣府の認識
- ウ 3歳、4歳の幼児期に受けた性暴力が成人しても甚大な影響があることの確認
- エ 幼児期における性暴力を軽視してはならないとの意見に関する野田国務大臣の見解
- オ 私立の幼稚園、認定こども園での幼児間性暴力の責任の所在、被害者救済、加害者対応
- カ いじめ防止対策推進法の対象外となっている幼稚園、保育園、認定こども園の事案であっても、第三者委員会を設置して公平公正な調査を行う必要性
- キ 愛知県の女兒が幼稚園退園に追い込まれ、精神科に通っている事案についての野田国務大臣の見解
- ク 幼稚園等においても幼児の性暴力被害の相談対応マニュアルを徹底させる必要性
- ケ こども家庭庁設置法案第3条第1項において乳幼児の意見表明権も保障されることの確認
- コ キの事案に関して、被害女兒へ司法面接のような形で適切な聞き取りを行う必要性
- サ 性的虐待を受けた子供に表れる性化行動
- シ 一人の保育士が4、5歳児を30人保育することとなっている配置基準を見直す必要性

### 塩川鉄也君(共産)

#### (1) 自公案

- ア 自公案は学校教育の内容に踏み込まないが、基本理念は学校教育に及ぶことの意味
- イ 学校教育の内容を示した学習指導要領において、児童の権利に関する条約の内容が触れられていないことについての見解
- ウ 改訂された生徒指導提要には児童の権利に関する条約の内容が書き込まれている一方で学習指導要領が同条約の内容について触れていないことについての見解
- エ 子供が権利とは何かを学ぶ機会がないことについての見解
- オ 教育基本法、教育法体系と自公案のすみ分け

#### (2) 児童の権利に関する条約と校則との関係

- ア 頭髪や服装関係の校則に関する野田国務大臣の見解
- イ 校則に関して子供の意見表明権の対象となるかの確認
- ウ 「「児童の権利に関する条約」について(通知)」(平成6年5月20日)において児童の権利に関する条約に定める子供の意見表明権について触れられていない理由

### 緒方林太郎君(有志)

- (1) 結婚が家と家との結びつきではなく、個人と個人の結びつきであるという野田国務大臣の見解に対する赤池副大臣の見解
- (2) 家庭という概念に対してニュートラルであるという野田国務大臣の見解に関する赤池副大臣の見解
- (3) 国家の基本単位と社会の自然かつ基礎的な集団単位は同一の趣旨であるかについての赤池副大臣の見解
- (4) 家庭政策は、家庭を政策の目標に置いているのではなく、政策の副次的効果として家庭にプラスが及ぶものであるかについての野田国務大臣の見解
- (5) 家庭を主体とした給付政策は行わないことについての野田国務大臣の見解
- (6) (5)の政策と、国や地方自治体が家族という共同体を支援するという赤池副大臣のブログとの整合性
- (7) 将来、世帯や家族をベースにした税の仕組みを考える余地があるかの確認

- (8) 少子化対策について財源を見出すことや子供を多く持つことに対するインセンティブを盛り込むことに関する野田国務大臣の見解
- (9) 少子化対策として給付つき税額控除を導入する必要性